

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチン は、間隔を空けずに接種することができます

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは間隔を空けずに接種することができます。インフルエンザワクチンと小児の定期接種も接種間隔に制限はありません。(いずれも医師が必要と認めた場合、同時接種も可能です)

ただし、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンは、同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種については、単独で接種した場合と比較して、有効性及び安全性が劣らないとの報告があること等を踏まえ、令和4年7月22日開催の厚生労働省の審議会において議論された結果、実施が可能となりました。

一方、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンの同時接種については、現時点で安全性に関する十分な知見が得られていないため、実施できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

特に子どもの場合は、定期接種でワクチンを接種することもあるため、予め計画を立てた上での予約をお願いします。

(例) 11月1日に新型コロナワクチンを接種した場合、他のワクチンを接種できるのは、11月15日(2週間後の同じ曜日の日)以降になります。

なお、創傷時の破傷風トキソイド等、緊急性を要するものに関しては、例外として2週間を空けずに接種することが可能です。

インフルエンザワクチンは、町健康ふれあいセンターでは接種及び予約はできません。接種できる医療機関は別紙一覧表をご確認ください。